

現場代理人の兼務に関するQ & A

Q 1 対象工事の金額はいくらか。

A 1 設計額（税込）4,500万円（建築一式工事の場合9,000万円）未満の工事です。

Q 2 設計額（税込）4,500万円（建築一式工事の場合9,000万円）以上でも兼務できる場合はあるか。

A 2 密接な関係のある工事について同一の主任技術者が管理できると認められた場合に2件の工事で現場代理人を兼務できます。

Q 3 2件とも契約済みの工事の場合は対象になるか。

A 3 対象になります。発注者に協議してください。

Q 4 当初設計額（税込）が4,500万円（建築一式工事の場合9,000万円）未満で現場代理人の兼務が認められたが、変更契約で4,500万円（建築一式工事の場合9,000万円）以上になった場合は、兼務を解消しなければならないか。

A 4 兼務が認められた工事については、その後、変更契約で対象金額以上となった場合においても、そのまま兼務が認められます。

なお、現場代理人が主任（監理）技術者を兼ねる場合、請負代金額が4,500万円（建築一式工事の場合9,000万円）以上になると建設業法により専任の技術者の配置が必要となります。

Q 5 大船渡市と異なる兼務要件を持つ他発注者の工事と兼務できるか。

A 5 本市取扱いの要件を全て満たす場合は兼務できます。

Q 6 民間工事と兼務することは可能か。

A 6 対象工事は公共工事に限ります。

Q 7 営業所の専任技術者は、現場代理人になることができるか。

A 7 営業所の専任技術者は、その営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められております。

現場代理人は、工事現場に常駐することが義務付けられております。原則、営業所の専任技術者は、現場代理人になることはできません。

Q 8 会社の代表取締役社長は、現場代理人になれるか。

A 8 会社の代表取締役社長が、建設業法上の営業所の専任技術者や経営業務管理責任者になっていなければ可能です。